

岩内地方清掃センターに直接搬入できないもの

- ① 関係町村の区域外で発生した一般廃棄物
- ② 産業廃棄物
- ③ 有毒性のあるもの
- ④ 感染症のあるもの
- ⑤ 危険性のあるもの（危険防止の措置を講じてあるものを除く）
- ⑥ 引火性又は発火性のあるもの（吸水等の措置を講じてあるものを除く）
- ⑦ 著しく悪臭を発するもの（脱臭等の措置を講じてあるものを除く）
- ⑧ 液状又は泥状のもの
- ⑨ 家具・寝具類及び電気・ガス・石油機器類等で、縦0.9m、横0.6m、長さ1.5mのいずれかを超える大きさのもの
- ⑩ 住宅、物置、車庫等の解体材で一回の搬入量が400kgを超えるもの
- ⑪ 付属物等を分離後の重量が25kgを超えるもの
- ⑫ 金属塊又は金属が組み合わさったもの及び金属板類で厚さが2.3mmを超えるもの
- ⑬ 関係町村で分別収集している資源物
- ⑭ 動物の死骸で一匹20kg又は一回の搬入が40kgを超える物及び事業活動に伴う物（関係町村等からの搬入は除く）
- ⑮ 特定家庭用機器再商品化法律（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する「特定家庭用機器」
- ⑯ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律87号）第2条第2項に規定する「使用済自動車」
- ⑰ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に規定する「指定再資源化製品」
- ⑱ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する「特別管理一般廃棄物」
- ⑲ その他清掃センターにおいて処理できない性状及び形状の廃棄物及び設備並びに処理業務に支障をきたす恐れのある廃棄物